

松山市議会基本条例の評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市議会基本条例（平成27年条例第36号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、議会活動の評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の時期等)

第2条 評価は、議員の改選後概ね2年が経過した時期に実施する。

2 評価は、各会派の代表者及び無会派議員の代表者で構成する条例評価チームが実施する。

3 条例評価チームにリーダーを置き、メンバーの互選により定める。

(評価の対象)

第3条 評価の対象は、議会活動に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 議会における審議及び議会改革に関する事項
- (2) 行政監視に関する事項
- (3) 情報開示・説明責任及び政治倫理に関する事項
- (4) 市民参画に関する事項
- (5) 政策立案に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(評価の実施及び報告)

第4条 条例評価チームは、条例の趣旨に沿った議会活動が行われているかどうかについて評価を行う。

2 条例評価チームリーダーは、前項の規定による評価の結果を議長に報告するものとする。

3 前2項の規定による評価及び報告は、議会活動に関する評価報告書（別記様式）により行うものとする。

(評価結果の公表)

第5条 評価の結果は、市ホームページ等により公表する。

(条例の見直し)

第6条 条例評価チームは、評価の結果、条例の見直しの必要があると認めたときは、改

正その他の措置を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、条例評価チームで協議し定める。

付 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

議会活動に関する評価報告書

<p>評価事項</p>			
<p>現況 実績等</p>			
<p>評価内容</p>	<p>総合評価</p>	<p>5 十分達成された</p>	<p>4 概ね達成された</p>
		<p>3 一部達成された</p> <p>1 未着手</p>	<p>2 ほとんど達成されていない</p> <p>※評価できない場合は空白</p>
<p>今後の 取り組み</p>			
<p>関連条文</p>			